

静岡家庭裁判所委員会議事概要

(静岡家庭裁判所委員会庶務)

1 日 時 平成27年6月29日(火)午後3時～午後5時

2 場 所 静岡家庭裁判所大会議室

3 出席者

(委員)

荻田雅宏, 久朗津尚代, 鈴木壽美子, 高木均, 村松昭彦, 森徹(以上学識経験者), 黒柳安生, 望月正人(以上弁護士), 寺下征司(以上検事), 内山梨枝子, 山口裕之(以上裁判官)

(説明担当者)

松浪聖一(裁判官), 松井秀彦(事務局長), 山田稔(首席家庭裁判所調査官), 関口良正(首席書記官), 伊藤剛(次席書記官)

(庶務)

大園守雄(総務課長)

4 議事内容等

(1) 新委員3名から自己紹介がされた。

(2) 今回のテーマ「家事事件手続法施行後の家事調停」について, 松浪裁判官から「家事事件手続法施行後の家事調停」, 山田首席調査官から「家事事件手続法における子の福祉への配慮」, 伊藤次席書記官から「裁判所における安全確保」と題し, それぞれ具体例を示しながら, 説明がされた。

(3) 各担当者の説明後, 委員から次のような意見等が述べられた。

(○印: 委員発言 ◇説明担当者)

【松浪裁判官説明】

○ 裁判官は重要な局面で評議を行うということであるが, 重要な局面とは具体的にどのような場面をいうのか。また, 裁判官は重要な局面をどのようにして把握しているのか。

◇ 重要な局面とは, 当事者同士の意見が激しく対立しているような場合や法律的な論点が問題となっている場合をいう。裁判官は, 事前に調停委員に対し, こういう状況になったら裁判官と評議するようにと伝えることで, 重要な局面を把握するようにしている。また, 研修等の機会を利用して調停委員に対し, 評議が必要となる場面について説明し, 調停委員と共通認識を持つようにしている。

○ 調停事件では, 弁護士は代理人としてどの程度選任されているのか。

◇ 正確な数字は把握していないが, 50パーセント以下だと思う。

○ 調停委員の立場から同じ時間帯に複数の事件を指定されると裁判官と評議をす

るのに待たされることがある。何か改善するための工夫はしているのか。

- ◇ 裁判官は、各調停事件の問題点を把握し、十分検討した上で評議に臨み、評議を効率良く短時間で行うことで、他の事件の調停委員を待たせる時間が少なくなるよう努力しているところである。
- 調停事件の期日は申立てから終局するまで何回行われるのか。
- ◇ 事件の種類により異なり、複雑な遺産分割事件の場合は5回から10回程度行うこともあるが、養育費の調停事件などでは3回程度で結論が出ることも多い。
- 期日と期日の間隔はどの程度空けるのか。
- ◇ 大体1か月程度を目途に調整し、可能であれば1か月以内に次回期日が指定できるよう努力している。
- 調停委員の都合により期日が入らず、次回期日が先延ばしになるケースがあると思うが、何か裁判所で工夫していることはあるか。
- 忙しい調停委員もおり、また、調停室の数や1日に入る事件数に限度があるため難しい問題であるが、期日指定を1日2枠から3枠に増やすことで期日間隔が短くなるようにしている。

【山田家裁調査官説明】

- 例えば、子供は母親が家を出ていったことは知っているが、父親以外の男性と暮らしていることまでは知らなかった場合について、子供に対し母親が父親以外の男性と暮らしていることを知らせることはあるのか。
- ◇ 父親、母親が現状を踏まえ、親権等についてどうするか整理できていれば伝えることもあるが、子供の年齢や状況に応じて今知らせる時期ではないという判断になれば、伝えることは控えることになる。そういう状況にある母親に対する親権や面会交流等をどのように考えるかについて、まずは大人がしっかり考えることになると思う。
- 子供が自分のことが原因で両親が離婚することになったと感じた場合、どのように対応するのか。
- ◇ 両親の事情で離婚になった場合でも、子供は自分が原因で両親が不仲になったのではないかと考えることがあるので、子供がそう感じないよう大人がしっかり説明し、子の福祉に配慮することに一番努力を注いでる。
- 「養育費分担調停の進め方」に算定表と記載されているが、算定表とはどういうものか。
- 支払う側と支払ってもらう側のそれぞれの収入が表になっており、このくらいの収入であれば、大体このくらいの支払になるということを表したものである。市販されている書籍等にも記載されている。
- ネットでも見ることができるので、法律相談に来る人も金額をある程度承知し

ているようである。

- 家庭裁判所調査官が家事の事件で中学校に来ることは余りないように思うが、どのくらいあるものなのか。
- ◇ 学校等への訪問調査は必要に応じて実施しているが、実際には子供の年齢が低く、子供や親から具体的な状況や事実を聴取することが難しい、幼稚園、保育園、小学校に行くことが多く、中学校に行くことは少ないというのが実情である。なお、その場合でも、教師の感想や評価を求めるのではなく、子供の出席状況や親と学校との連絡状況等の客観的な事実の収集が目的となる。

【伊藤次席書記官説明】

- ハンディタイプの金属探知機による検査は来庁者全員に対して行っているのか。また、実施する基準は決まっているのか。
- ◇ 通常は、職員が把握した情報を基に実施するか否かを判断している。
- 少年に対しても検査を行っているのか。
- ◇ 一般の来庁者に検査を行っている場合には、一般来庁者として検査を受けてもらうことになるが、少年事件本人であれば関係機関等が検査を行っているので、裁判所が金属探知機を使用することはない。ただし、在宅事件の場合で裁判官から指示を受けて行うことはあるかもしれない。事案に応じて、情報を収集しながら判断することになる。
- 静岡家庭裁判所では使用しているのか。
- ◇ 4月からまだ1度も使用していないが、事案によっては使用する場合もあるかもしれない。
- 盗聴器やスマートフォンなどを隠し持って録音しようとしている場合には、どのように対応するのか。
- ◇ 録音していることが分かれば録音を止めさせ、録音された部分の消去を求めることになる。
- 金属探知機は携帯電話にも反応するのか。
- ◇ 反応する。たばこの箱の中にある銀紙にも反応するほど精巧なものである。

【全体を通しての質問】

- 家事事務手続法が施行され、どういった点が今までと最も変わったのか。
- 家事事務手続法が施行される以前から家事調停における手続説明や透明性の問題等を考えてはいたが、施行後は更に各裁判所が自覚して検討するようになった。
- 家事事務手続法施行後、手続の中で新たに始めたことはあるのか。
- 手続説明を調停の最初と最後に詳しく行うようにしたことや評議を工夫するようになった。

- 家事事件手続法が施行されたことにより、家事事件手続はどう変わったのか。
- 議論することが行われるようになり、手続説明やチャート図を使って説明することも一つの成果だと思う。裁判官も調停が行われている時は他の事件の期日は入れないようにするとか、期日間隔を短くして、期日を1日に3枠設けるようにし、時間も2時間くらいに収めるようにすることでメリハリをつけるようになった。これらは家事事件手続法が施行される前から少しずつ変えてきたものである。
- 家事事件手続法施行後、調停事件の当事者に主体的に判断してもらえるよう情報提供するようになった。
- 申立てがあると申立書を相手方に送付し、当事者がそれぞれ何を考えているのかをしっかりと伝え、考えてもらうという姿勢は裁判所にも出てきている。
- 子供の手続代理人については動き出しているのか。
- 静岡ではまだ動き出してはいない。
- 検察庁でも安全管理については注意しているところであるが、在宅事件の被疑者については検察官の判断により持ち物検査を行うこともあり、取調べ中は携帯電話の電源を切ってもらうことにしている。東京地検では守衛が来庁者のチェックを行っているが、静岡地検では人員の関係もあり行っていない。

5 次回テーマ及び期日

次回テーマは「少年事件における少年の処遇と少年等への働き掛けについて」とし、次回期日は11月30日（月）とした。

以上